

運営規程

り・らいふ訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条

株式会社ニコサポートが開設するり・らいふ訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員その他の従業者（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治の医師が指定訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. ステーションの看護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 り・らいふ訪問看護ステーション
- ② 所在地 八王子市大塚1378-16フラッツF102

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務、看護職員と兼務）

管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも指定訪問看護の提供に当たる。

- ② 看護職員 常勤換算2.5名以上
- ③ 理学療法士 訪問看護ステーションの実情に応じた適当数。

看護職員等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12/30～1/3は休
- ② 営業時間 月曜日～金曜日は午前8時45分から午後5時00分、
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 褥創の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 痴呆症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条

1. 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときには、その1割または2割の額とする。

2. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ・ 実施地域を越えた地点から、1キロメートルにつき200円
- ・ 緊急訪問（営業日・時間外）の場合、交通費（電車、タクシー等）は実費徴収する。
- ・ 緊急訪問（営業日・時間外）で車を利用し、有料駐車場を使用した場合は実費徴収する。

3. 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4. キャンセル料

・ 利用者からのサービス利用の中止については、前日の午後5時までにご連絡いただき、予定されたサービスを変更・中止することができます。その場合キャンセル料は発生しません。

- ・ 前日の午後5時以降のキャンセルについては、利用者に4,000円のキャンセル料を負担し

ていただく場合があります。やむを得ない事情によるサービス変更・中止は、その都度ご相談させていただきます。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、八王子市、多摩市、日野市、府中市、稲城市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(その他運営についての重要事項)

第10条

1. ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3カ月以内

② 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後

においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ニコサポートとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。